

平成20年第4回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び延会 平成20年12月12日 午前10時00分 開会
午後 0時46分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 赤井 佐太郎	2番 朝岡 佐一郎
3番 西井 覚	4番 藤井本 浩
5番 吉村 優子	6番 阿古 和彦
7番 川辺 順一	8番 川西 茂一
9番 寺田 惣一	10番 下村 正樹
11番 岡島 辰雄	12番 野志 昭
13番 西川 弥三郎	14番 南 要
15番 亀井 一二三	16番 高井 悦子
17番 白石 栄一	18番 石井 文司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥	副市長	杉岡 富美雄
収入役	吉田 新之助	教育長	吉村 正好
総務部長	大武 勇吉	都市産業部長	石田 勝朗
保健福祉部長	花井 義明	教育部長	高木 久雄
水道局長	安川 登	消防長	北川 武雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中島 克比虎	書記	中嶋 卓也
書記	西川 雅大		

6. 会議録署名議員 7番 川辺 順一 10番 下村 正樹

7. 議事日程

日程第1	議第69号	平成20年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
日程第2	議第72号	平成20年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
日程第3	議第68号	葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて

- | | | |
|--------|--------|-------------------------------------|
| 日程第4 | 議第70号 | 平成20年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について |
| 日程第5 | 議第73号 | 平成20年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第6 | 議第71号 | 平成20年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第7 | 請願第1号 | J R 大和新庄駅周辺地区の施設整備について |
| 日程第8 | 発議第18号 | 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書について |
| 日程第9 | 一般質問 | |
| 追加日程第1 | 議第74号 | 葛城市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて |
| 追加日程第2 | 議第75号 | 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 追加日程第3 | 議第76号 | 工事請負契約の変更契約の締結について |

開 会 午前10時00分

石井議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成20年第4回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第69号及び日程第2、議第72号、以上2議案を一括議題といたします。

本2議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

6番、阿古君。

阿古総務文教常任委員長 去る5日の本議会におきまして総務文教常任委員会に付託されました2議案につきまして、10日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果を報告いたします。

まず、議第69号議案についてであります。

質疑では、今回の補正の主なるものは、人事異動に伴うものや事業の終結に伴う精算金であるが、その中の人件費補正につき、時間外勤務手当で100万円以上の増減があったものについてはどういった理由があったのかという問いに対し、塵芥処理費については、今まで職員対応していた炉の運転管理について、ことし5月から全体的に民間委託になったための減額である。農業総務費、商工振興費については、機構改革による人事異動での増減で、それぞれ7人であったものが6人に、1人であったものが2人になったものである。また、常備消防費については、当初予算編成時では救助訓練大会出場者を4名で予定していたものが7名にふえたことと、本年度、葛城市で行われた県の防災訓練の事前準備や県との打ち合わせなどが予想以上に多かったことなどの理由で増減となったという答弁がありました。

また、教育費で小学校費の工事請負費が増額となっているが、これは、忍海小学校学校工事の継続費の補正にかかわるものだと思うが、この金額の中身と工事内容についてはどのようなになっているのかという問いに対し、当初は予定していなかったネットフェンスの設置や昇降口前のアスファルト舗装、室外機の移設、また、当初は児童が使用する仮設建物が職員室として使用することとなったため、冷房設備の増設が必要となった。これらを合わせて約800万円になる。契約金額の範囲の中でおさめられるよう考慮したが、減額できるところがなかったため、今回増額の補正をお願いしたいという答弁がありました。この答弁に対し、本来はこういったものを見越した中で契約にかかわるものである。当初の設計段階で、教育現場との調整も含めて十分になされていなかったからではないか。今後は、このようなことがないよう気をつけるべきであるとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第72号議案についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

石井議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。
これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第1、議第69号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第69号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第69号は原案のとおり可決されました。
日程第2、議第72号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第72号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第72号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第3、議第68号から日程第5、議第73号まで、以上3議案を一括議題といたし
ます。
本3議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求
めます。

11番、岡島君。

岡島民生水道常任委員長 去る5日の本議会におきまして民生水道常任委員会に付託されました3議
案につきまして、8日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、
その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第68号議案についてであります。

質疑では、健康保険法施行令の改正により、出産育児一時金が3万円を限度として加算さ
れ、今までの35万円から38万円を医療機関に支払うことになったが、これはどのような事務

事業制度の改正があり、加算されることになったのかの問いに対し、加算の理由は、近年における産科医師の減少というのは、その出産時における事故が訴訟の原因になり、リスクが非常に高くなっているということがある。それを未然に防ぐため、産科医療補償制度が創設され、利用者から負担をいただき、先天性のものではない特定出産事故に対する補償の支払いに充てるための保険に加入するもので、このことによる患者さんの負担がふえる部分は国、自治体で公費負担するものであるという答弁があり、また、この保険料は、実際には日本医療機能評価機構を通して民間保険会社と契約をして補償の運用をしていくということになっているが、公的な制度、組織として運用を図るべきでは。また、関連して、3万円の金額の根拠、そして委任払いのような相殺して支払うシステムについての問いに対し、この3万円については、過去の出産に対して起こった医療発生件数を割り戻してその補償金額が3,000万円と定め、その金額から考えられるものであり、公的機関での運用のことについては、制度の走りということで、今後の対応のことを考えたときに、ある程度の見通しも立てることができるとの情報をいただいている。また、現物給付のことについては、平成21年8月を目途に、直接医療機関へ支払いさせていただくという方向性で、今現在調整されていると聞いているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第70号議案についてであります。

質疑では、高齢者医療制度円滑運営事業に係る電算システム変更の財源の枠取りとして国庫補助金を1,000円計上されているが、どの程度の補助金になってくるのかの問いに対し、この事業については、昨年、70歳から74歳までの方々の窓口負担を平成20年度から2割とすることが決まっていた中で、平成21年3月末日まで1割のまま据え置くという改正があった。さらに、ことし10月に、平成22年3月末日まで1年間延長するという国の決まりがあり、それに伴う電算システムの変更となっている。患者さんの負担を公費で負担することになるので、その絡みで、原則として国が負担すべきであると、関係する会議の席上でもそのことを申し上げているところであり、国で対応されるものと考えているが、幾らになるのか検討がつかない状況であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第73号議案についてであります。

質疑では、水道事業費用の動力費、加圧ポンプ増設による25万円の補正はどのような理由で必要になったものであるかの問いに対し、今現在、兵家、新在家の2カ所に加圧ポンプがある。今回、竹内の方で、年度末になり工場等の建設があり、それに伴い設置したものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、民生水道常任委員会の報告といたします。

石井議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第3、議第68号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第68号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第68号は原案のとおり可決されました。
日程第4、議第70号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第70号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第70号は原案のとおり可決しました。
日程第5、議第73号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第73号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第73号は原案のとおり可決することに決しました。
日程第6、議第71号及び日程第7、請願第1号の以上の2議案を一括議題といたします。
本2議案は都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求
めます。
5番、吉村君。

吉村都市産業常任委員長 去る5日の本会議におきまして都市産業常任委員会に付託されました議第71号及び請願第1号につきまして、9日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第71号議案についてであります。

下水道事業に関する若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号議案についてであります。

質疑では、議会には請願が送られ、理事者側にも要望書として同じ内容のものが提出されており、回答を求められていると思うが、その要望書に対してどのような考えを持っておられるのかという問いに対し、工事協定締結が否決になってから県の担当課と協議を重ね、これから近畿整備局とも相談しながら、これまでの地元と行政の話し合いの経緯や現在の財政状況をかんがみて、もう少し時間をかけて答えを出したい。また、今回の件で、他の交付金事業についても幾分かの影響が出ると思われるという答弁がありました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

そして、本請願第1号を理事者に送付し、その処理経過と結果の報告を請求すべきものと決定しました。

以上で、当委員会の報告といたします。

石井議長 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第6、議第71号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第71号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

日程第7、請願第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 委員長報告がありましたJR大和新庄駅周辺地区の施設整備に関する請願書について討論

を行います。

自民・公明政権の構造改革路線のもとで強行された三位一体改革による国庫補助負担金の縮減・廃止、地方交付税の大幅な削減によって、地方自治体財政は大変な状況に陥っていることはご承知のとおりであります。葛城市もその影響は免れず、一般会計で10億円を超える歳入不足が生ずる状況が常態化し、合併前に策定した新市発足後10年間の財政を見通した財政計画が合併初年度から破綻するという事態になっています。

このような事態を受け共産党議員団は、国に対して交付税を増額し、地方自治体の財源保障をすることを求めるとともに、市民の暮らしや福祉、教育を守る立場から、当初予算や補正予算、決算審査等の中で、新市建設計画を初め、旧町から引き継いだまちづくり交付金事業や街路事業などの継続事業等を抜本的に見直した上で新しい財政計画を策定し、その計画に基づいて事業を進めることを一貫して求めてまいりました。市当局も、その都度事業を見直し、新財政計画を策定すると答弁をしてまいりましたが、残念ながら今日に至っても事業の見直しは先送りされ、新財政計画も示されないままであります。

これまで事業に協力されてきた地権者を初め、地元住民の皆さんのご意向はお察しできるものでありますが、請願されております市が策定した都市再生整備計画に基づいて事業の完了ということは、さきに述べました市当局との議論の経過からして賛同できないものであります。

以上、討論を終わります。

石井議長 ほかに討論はございませんか。

1番、赤井君。

赤井議員 私は、賛成の立場で討論を行います。

平成13年の第4回大和都市計画線引きの見直しにおいて、特定保留地域の位置づけとされ、この地域の都市計画を進めていくことについて、平成9年3月策定の新庄町都市計画マスタープランに基づいて、平成14年10月より、関係する柿本、笛堂、北花内の3カ大字区長に役員会の要請をし、道路の新設改良、広場の整備、J R大和新庄駅東地区の特定保留地域については、良好なまちづくりを行っていく方法として、土地区画整理事業による市街地整備を図る計画を検討し、県の関係課とも協議し、平成17年3月25日、大臣同意を得た都市再生整備事業による施設整備を平成17年度より進めてこられました。

道路計画と、もう一つの基幹事業であるJ R大和新庄駅東側において施工中の土地区画整理事業は、互いに関連する重要な事業であります。国道24号線よりJ R線を超え、市域の東へ通行できる大型車通行可能な踏切は、市内近接では計画地の架道橋約900メートル南側にある県道寺口・北花内線のほかにはなく、今後、この土地区画整理事業地内とともに、市街地開発等が見込める市東部地域への幹線道路としての役割は大きいものと考えます。また、この道路は、都市計画マスタープランにおいても地域幹線道路として整備を推進すると明記されております。

こうした中で、本年9月定例議会の中で、J R大和新庄駅周辺地区における都市再生整備事業計画における基幹事業の1つである道路事業の中で計画されているJ R架道橋の改築工

事による委託工事の工事協定締結案件が否決され、事業推進に地元大字または地権者の不安は大きく、地元関係3カ大字区長連名による請願となったものであり、また、国の採択を受けた都市再生整備計画にある利便性の高い周辺及び田園環境と調和した生活環境の創造に向け、住宅系市街地の形成や駅前としての機能強化を図るため、この事業の実施がぜひとも必要なものであると考えているところでございます。また、この計画を中断することで、今後の葛城市の都市計画事業はもとより、市の公共事業の推進に多大な影響を及ぼすものと聞き及んでおります。

以上、賛成討論といたします。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

10番、下村君。

下村議員 日程第7、請願第1号 JR大和新庄駅周辺地区の施設整備についてということで、請願ではございますけれども、反対の立場で討論させていただきたいと思っております。

この件につきましては、都市産業常任委員会でもお話がありましたけれども、今現在、市の財政状況を考えますと、この架道橋だけでも9億3,000万円近い予算が費やしていくわけでございます。そしてまた、これはまちづくり交付金事業といたしまして、市からの持ち出しが6割ということは、5億5,000万円の市からの持ち出しということになります。今現在の市の財政状況から考えまして、この5億5,000万円の持ち出しが果たして財政状況をかんがみますとどうであろうかという疑問を持ちます。また、費用対効果を考えますと、これに費やすお金が果たして、今現在、葛城市のためになるのかということも非常に疑問に思われるところでございます。

また、この架道橋以外の道路の拡幅部分につきましては、私は反対するものではございませんけれども、今後、この架道橋も含めまして見直してほしいということで、反対の立場で討論をさせていただきます。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 請願第1号のJR大和新庄駅周辺地区の施設整備についての請願書の採択の議決において、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、この請願書が議会に提出される経緯につきましては、去る9月本会議において上程をされておりましたJR和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事協定締結の議案が否決となり、工事着手の計画が凍結になったことに対し、一連の都市再生整備事業計画に協力をされていた当該大字の区民を代表して、3地域の区長さんが市長へ事業の完了を求める要望書とともに提出をされたものと受けとめております。そして、請願が住民から提出される具体の要望であるという特殊性から、慎重を期すために所管の常任委員会に付託され、審査を行い、先ほどの都市産業常任会の委員長報告では採択された報告であったところでございます。ましてや、議会に請願の受理権を認めたのは、住民自治の立場から、住民代表機関である議会に請願を通して住民の意思を反映させ、議会の意思によって住民の願望である請願

の趣旨の実現に努めさせることを目的としています。しかしながら、9月議会で議会在示した案件に対する答えは否決でございました。このことは、地域住民の意思とは違った結果であると思わざるを得ません。であるならば、この請願内容を受けとめて、願意の妥当性、実現の可能性を判断し、議会で採択し、執行機関に送付をすることが、住民代表機関である議会の責務であると思います。

以上、意見を述べ、賛成討論とさせていただきます。

石井議長 ほかに討論はございませんか。

7番、川辺君。

川辺議員 日程第7、請願第1号 JR大和新庄駅周辺地区の施設整備に関する請願書について、意見を述べさせていただきます。

去る9月議会にて私、議第58号において、私なりに熟慮を重ね、反対をいたした経緯があるわけです。それで、私なりの考えですが、制度の中で請願書を出されるのは、手続上何の問題もありませんが、今後、多くの請願書が各地域から出された場合、慎重に対応していく必要があります。また、各地域の事業バランスを考えると、請願書を各地域から出されるごとに賛同することは、請願書重視による議会と化すおそれもあり、このJR大和新庄駅周辺地区の施設整備に関する請願について、反対討論とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

石井議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第8、発議第18号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき提案者の説明を求めます。

5番、吉村君。

吉村議員 ただいま上程を賜りました発議第18号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書について説明をさせていただきます。

近年、食品の安全表示に関する悪質な偽装や有害物質の混入、事故米問題など、食の安全を根底から揺るがす事件や事故が多発しています。特に、事故米問題では、農林水産大臣と同事務次官が辞任する極めて異例の事態に発展しました。業者の生命軽視の行為に厳しく処罰されるべきであります。それ以上に、国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省がその責任を果たさなかつただけでなく、被害を拡大させた責任は重大であり、国民の不審、怒

りは極めて大きいものであります。現在、農林水産省では農林水産省改革チームを設置し、業務、組織の見直しを行うための取り組みを進めているところでありますが、今後、同様の事態を二度と起こさないためにも、猛省と改革を強く促すべきであります。

また、食の安全に関する問題だけでなく、近年相次いでいる消費者問題は、どれも深刻な様相を呈しています。6月13日の政府の消費者行政推進会議の報告によれば、これまでの消費者事件を検証した結果、やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因であることは明らかとなっております。こうした縦割り行政の弊害を消費者中心に改革するために、内閣府のもとに消費者庁を早期に創設し、ここを起点に省庁の横断的な消費者行政を推進すべきであります。つきましては、政府において次の対策を講じられますよう強く要望するものであります。

1つ、偽装表示を一掃するためにJAS法を改正し、直罰規定を設けるなど、罰則を強化する規定を設けること。

1つ、農作業の工程管理や、農場から食卓に至る衛生管理の普及・促進で食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティシステムの確立で、食品の流通を一層明確にすること。

1つ、輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視・検査体制の強化・拡充を図ること。

1つ、政策全般にわたり消費者の観点から監視し、強力な権限を有する消費者庁を設置するための関連諸法を制定すること。

1つ、不正な取引を行う業者に対し、迅速な立ち入り調査に基づく販売禁止や製品の回収命令、罰則強化などを図るため、消費者安全法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員の皆様方のご賛同を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

石井議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第18号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第18号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前11時40分

石井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、私のもとに市長から追加3議案が届けられました。

ここでお諮りいたします。

この際、追加3議案について日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、追加3議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

本3議案につきまして、休憩中に議会運営委員会を開催し、会議日程及び審議方法について協議願っておりますので、運営委員長から報告願います。

14番、南君。

南 議会運営委員長 委員長報告を申し上げます。

先ほど、追加議案提出に伴いまして議会運営委員会を開催し、諸事項につき、慎重に協議しておりますので、その結果について報告をいたします。

まず、議事日程及び審議方法でございますが、追加日程第1、議第74号議案につきましては人事案件でございます。上程し、その内容説明を受け、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。なお、人事案件につき、議案を朗読いたします。

次に、追加日程第2、議第75号議案につきましては、上程し、その内容説明を受け、質疑まで行い、民生水道常任委員会へ付託いたします。

最後に、追加日程第3、議第76号議案につきましては、上程し、その内容説明を受け、質疑まで行い、総務文教常任委員会へ付託し、審議を願います。

続いて、会議日程をお手元に配付のとおり変更いたします。

15日午前9時30分から総務文教常任委員会、同じく15日午後1時30分から民生水道常任委員会をそれぞれ開催し、付託議案の審査をお願いいたします。

16日、17日、それぞれ午前10時から本会議を開催し、各委員会に付託されました議案につきまして、委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論、採決の後、一般質問を行い、最後に議会役員の改選をいたしたいと思っております。

以上、報告といたします。皆様のご理解をお願い申し上げます。

石井議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおりです。

会議日程及び審議方法につきましては、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、運営委員長の報告のとおり、会議日程及び議案審議を行うことに決定しました。

追加日程第1、議第74号 葛城市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案を事務局長に朗読させます。

中島事務局長 命により朗読いたします。

議第74号 葛城市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

地方税法第404条第2項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市加守●●●

氏名 杉岡富美雄 昭和●年●月●日生

平成20年12月12日提出

葛城市長 山下和弥

以上です。

石井議長 本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第74号 葛城市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、固定資産評価員が退任されますので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、新たに杉岡富美雄氏を選任いたしたいので、議会の同意を求めるものでございます。なお、杉岡富美雄氏につきましては、固定資産を適正に評価し、市長が行う価格の決定を補佐するため、豊富な経験と知識を有しておられますので、最適任者であると認め、選任いたしたいので、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより追加日程第1、議第74号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第74号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

追加日程第2、議第75号議案を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第75号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの規約の変更につきましては、去る平成20年6月、葛城市議会に上程され、反対

多数により否決されましたことは記憶にも新しいところでございます。私も、市長就任直後より広域連合長の奈良市長さん、副広域連合長の大和郡山市長さん、河合町長さん、さらには県福祉部長にも協力を要請し、協議を重ねてまいりました。

去る11月28日に広域連合長より、執行機関の運営体制の強化及び充実の必要性と、副広域連合長に係る人件費について支弁することになる各市町村の負担金が前年度と比較して下回るよう対処することなどを記載した文書により規約の変更依頼があり、12月議会において議決のお願いを要請されているところでございます。

皆様方には、広域連合長を初め関係者をご苦勞いただき、協議いただいた結果を了とお考えいただき、ご議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 ただいまの追加上程議案、市長の方から提案説明がございました。奈良県後期高齢者医療広域連合の規約の変更について。この議案提案理由について、少し質疑をさせていただきます。

今、市長が提案理由をご説明いただきましたように、この案件につきましては、本年の6月議会において、県下39の市町村が連合議会を構成する性質上から一斉に規約の変更が上程をされて、この規約の変更にありますように、広域連合の特別職の中で、常勤の副連合長を1名配備して、副連合長を規定の2名から3名に変更するという条例改正であったと、このように思っております。当時、加盟する39の市町村のうち、本葛城市議会がこの条例改正についての採決をする時点で、既に37の市町村がこの改正案については議決をされ、いわゆる可決をされていた。ところが、この葛城市議会では、さまざまな議論の上で否決となったわけでございます。

先ほども全員協議会もあり、また提案理由にもございましたけれども、当時、山下市長は我々と同じ議員の立場でございました。そういった議決に対して臨まれたわけでございます。当時の山下議員さんは、この案件に対しては反対の姿勢であられたわけでございます。今、提案理由の中にもございましたけれども、この間市長選があり、市長に当選され、今度は執行機関の長としてのお立場になって、いわゆる6月議会と全く規約の内容は同じというような内容で、今度は我々議会に対して、今ご説明がございましたように、やはり案件に対しては可決してほしいという思いで上程されてきた、このように私は思っております。私自身は、当時も今も一貫してこの条例改正案に対しては賛成の立場であることは変わりはありませんが、市長は議員時代に、先ほどから全員協議会でもおっしゃったように、天下りではないかと。もしくは、この副連合長の人件費が大幅に増額されて、その負担が住民負担に大きく反映するのではないかということから、この条例改正は認められないと、こういう姿勢を貫いてきておられたわけでございます。ましてや、反対討論までされておられます。

そういった中で、市長になられて連合長に会い、県の福祉部長に会い、また副連合長等に会い、いろいろと懸念をされていたことは払拭されたと全員協議会ではおっしゃっておられましたけれども、いずれにせよ6月の時点で、当時の山下議員さんが見識違いをしておられた

ということに対して、市民に対する説明が必要ではないのかなど、私はこのように思うわけですが、その辺のところをもう一度提案理由の中で、ご説明がございましたけども、6月のときのご本人の姿勢は、やはり間違っただ見識をされていたのかということをお認めになるのかなどということをお聞かせいただきたい、このように思います。

石井議長 市長。

山下市長 ただいま、朝岡議員の方からご質問がございました。

確かに私は6月の時点で葛城市の市議会議員でございましたし、この議案に対しましては反対の立場をとり、また反対の討論もいたしました。私も、今回この後期高齢者医療広域連合規約の変更の問題につきましては、私の信念といたしまして、私の疑念が晴れなければやはり適当ではないという思いもございました。しかしながら、それだけではなく、やはり葛城市は奈良県39市町村のうちの1市でもあり、また、お互いに協調しながらやっていかなければならない立場でもあるということも十分に考えながら、私の反対した理由である天下りの問題、また追加的に市の負担金がふえるのではないかなどというような疑念が払拭をされなければ、私はこの議案は出すことはできないという思いでおりました。

しかし、協調のことも考えながら広域連合長、また副連合長、またまた奈良県の福祉部長に会いに行き、私の存念を話をさせていただき、また向こうからも、山下市長が考えているようなものではない。私の方からもこういう疑念があるんだというような、お互いにやりとりがありまして、相互理解の上で、私の主張しておいた天下りにつきましては、文書化はされておられませんけれども、その懸念は全くないということを感じてほしいと4名の方から言われ、また、副広域連合長にかかわる人件費につきましても、これは、現在受け取っておられる金額を大きく上回るものではないと。懸念されているものではないという文書をいただき、また、市の負担金につきましても、本年度を来年度は下回るというふうに対処していくという文書までいただきました。

先ほど、全員協議会の方でも皆さんの方にそのことをご説明をさせていただき、なぜ私がこの議案を提出していくのかと。前回一緒に反対された議員さんもいらっしゃいましたけれども、その方々にもご説明をさせていただき、ご理解をいただくようにということでございましたので、決して私がその時点で考え違いをしていたとかそういうことではなく、疑念を持っておいた部分、また、自分自身これは違うのではなかろうかと思っていた部分に対してきちっと回答があって、それについて了といたしましたので、議員の皆さんにご提案をさせていただいたということでございます。

石井議長 朝岡君。

朝岡議員 今、市長から、再度この間の経過を伺ったところでございますけれどもね。ですから、市長がこの案件に対して、ご自身からいち早く広域連合長初め関係当局のところへ足を運ばれて、さまざまな相互理解の中でご自身の思いと理解を深められたというか、求められていかれたことは、私は以前からこの議案が早く出てきてほしいということは自分自身思っておりましたので、これはすごく評価をさせていただくところでございますけれども、しかし、いずれにしても6月の時点では払拭した懸念があるということは、既に先ほどから申し上げて

いるように、同じような思いで39の市町村がこの案件に対して、さまざまな議論の末、葛城市が38番目。37まではそういう疑念をちゃんと理解をして議会としては採択をしている、こういう事実があるわけでございます。

先ほど、全協の中で、今回の規約改正の委員会なり本会議の中で、いわゆるQ&Aがあったと。そのQ&Aというテキストがどういう形で市長の方にお伝えになられたかわかりませんが、そこには決して市長が深読みされているような内容のことではなかったと。そうじゃないと、別に葛城市だけのQ&Aではなくて、39市町村が全部そのQ&Aというのをもって理事者側は、議員がいろいろ発言することに対してのキャッチボールするための回答例みたいなものだと思うんですけどね。それを市長は、当時、議員のときの反対討論の中でも、ある意味拡大解釈ということになるのではないかなど。私は、ここにも残しておりますけれども、市長は、天下り先になることは絶対にないということは今の規約では言えないと。この規約変更等がなければ、到底認めることはできませんと、こう反対討論をおっしゃっているわけですし、今回提案されている規約の中にはそういう文言は一切触れていないわけでございます。ということは、やっぱりそのQ&Aが何らかの形で市長のところの、当時議員の山下さんのところへ伝わって、それをご自身で拡大解釈という言葉がいいのかわかりませんが、いわゆる誤った見方をされてそういう懸念があったと、私はそういうふうに思うわけですね。

ですから、こういうことは、6月議会終了後にご自身のブログにも、また多くの市民に広く配られたチラシにも同じ内容のことを掲載されて、やはり当時の山下議員さんの政治信条といいますか、そういったものが今回の市長選に反映されて市民が選択をされたと、私はそういうふうに思っている。しかし、今出されようとしていることは、いや、ちやいまんねんと。私は市長になって、連合長なりいろいろなところにお話を聞いて、やはり天下りじゃなかった。もしくは、人件費はそんなに高くはなかった、そんなに負担はない。なおかつ、ことしの負担金よりもさらに低い負担金になると、いわゆる連合議会は初めからわかっていることをここの場に来てお話をされた。これは非常に評価をするところなんですけれども。ということは、6月の時点では、やはりご自身がちょっと深読みをされたことで、また、広く市民へ向けてチラシをお配りになったりとかブログを開かれて、そこにご自身の思いを伝える、これは構わないんですけども、やはり間違ったことは間違ったということを一言おっしゃられた方が、やはり市民はある意味、この言うておられること、天下りに関したらそうや、これで負担が上がる、それはそうやということで市民はメッセージを受けとめられたわけですから。でも、これからしようとするのはそうじゃありませんねん、やっぱり大事な人事ですねんということで、これを提案されようとしている。このことに対して、やっぱり市民に説明責任をし、やはり謝るべきことは謝ってもらいたい、こういう思いの中で、それで初めて提案をさせていただきたいということと、やはり姿勢を知らすべきではないかなど。

ましてや、私が当時、この本会議場でこの件は委員会に再付託して、もう一回今のような話を語るべきではないかと、こういう動議も出させていただいた記憶でございますが、それ

すら、当時否決をなさいました。要は、そのときはこの懸念があるんで絶対あかんねんと。そやけど、この12月になって市長になられて、それはちゃんと払拭しましてんと、こういうことであっても、先ほどちょっとほかの議員さんが言うておられましたけども、反対されている議員さんは、どういうご理解のもとで、必ずしも今回賛成されるとは限らないわけでございますので、やはりご自身の6月の時点で、議員のそのときご自身が思っておられたことは全く違った内容で自分自身は思っておりましたということをお認めになる方がいいと私は思いますが、いかがでございますか。

石井議長 市長。

山下市長 いろいろとご心配いただき、ありがとうございます。

ただ、先に言うておくことは、私が市長の立場にならなければ、連合長なり副連合長のお2人、また福祉部長には直接お会いをして、そのような相互理解ができるような話まですることはできなかったであろうということでございます。一議員という立場でお話をしに行かしていただいても、やはりなかなか時間はとっていただけないでしょうし、また、そのような詰めた話というのはできなかったであろうと。市長という立場でそこまで踏み込んだ話のできたのであろうということと、また、Q&Aの問題につきましては、これは県の福祉部長でございますけれども、この存在すらも福祉部長は知らなかったわけでございますけれども、後日また福祉部長とお会いする機会がありまして、そこでお話をさしていただくと、確かに市長が懸念されているとおり、これはあいまいな表現であったと、そんなことまで理解をいただきました。それで、奈良の市長さんなり、また連合会の役員の皆さんがいろいろとご相談をいただいたんだと思うんですけど、その中身までは知りませんが、その上で私の方に11月28日に文書を出していただいた。それにつきまして、私も葛城市1市だけが孤立してやっていくのは適当ではないし、また、私が懸念をしておったところまで踏み込んで表現をいただいている。ここまで向こうが理解を示してくれているのであれば、それに対して葛城市の市議会議員の皆さんにご理解を求めていくのが筋ではなかろうかということをおっしゃったので、今回提出させていただき、また、この連合会の運営に協力をさせていただきたいと思うようになったわけでございます。

石井議長 朝岡君。

朝岡議員 もうお昼も回りましたので、あんまりくどくど申し上げるのもあれなんで、終わらせていただきますけども、今おっしゃられたことも確かによくわからん話でもないんですけども、そう言いつつも、やはりその後の御所の市議会の方もやはりちゃんとこれについては賛同されています。やはり私は葛城の議会、もしくは当時の山下議員さんだけがどうも見識違いなことをしていたような気がします。

また、先ほどからチラシのことばかり言うていますが、やはり、我々を含め条例改正、当初から賛成した議員にも支持していただいている市民が多くおるわけでございます。そういった方へも、やはり今回のことを、ある意味で市民からしたら6月とは違ったことを思いの中で提案なされようとしている。このことについて、どうも私は理解ができないということでございますが、今おっしゃられたように大事な議案でございますので、慎重に審議

をしてまいりたい、このように思います。

私からの質疑は終わっておきます。以上です。

石井議長 ほかに質疑はありませんか。

4番、藤井本君。

藤井本議員 今の市長のご見解というんですか、朝岡議員からの答弁をもとにしながら、私なりにも質疑をさせていただきたいと思います。

私の立場は、この問題については当初から賛成すべきであると。私らもあの当時、広域連合の方にも行きました。勉強せなあかんということで、何人かの議員さんと一緒に行きました。それで、賛成もさせていただきました。しかし、結果としては否決になったわけですけども。その中で、当時、山下議員は反対討論されただけでなく、私たちがもう少し話をしようよ、継続審議にしようよと。もう少し掘り下げて勉強すべきところはしようよと、だれが出されたかちょっと私は忘れちゃったけども、そういう提案もあった。私らもそうだと、勉強もして、県下にご迷惑をかけないように、しっかりと答えを出していかなければならない。葛城市の中で間違った答えを出してはいけないということで、継続審査まで申し入れ、動議していただいて。ところが、これも山下議員は応じなかった。これは記憶に、そんな1年、2年前の話じゃないですから、数カ月前です。ということは、もうこれについては私の頭の中は固まっているんです。しっかり勉強も終わってんねんというところで判断をされたというふうに思います。

色で言うと、例えばわかりやすく、例えば悪いかわからないけども、黄色やと言うてたやつを、ちょっと何カ月かたって緑も入れたいですねん。だから、今度黄緑にしますというような、やっぱ葛城市の環境とか世論に応じて適時に変えていかんならん、それはあり得ると思う。また、そういうことであってほしいと思います。しかし、絶対に黒や、あかんと。黒と言うてたやつを白にされるわけですね。その中で言うと、私は今の説明だけでは不足しているというふうに思っています。

あのとき、確かに山下議員、今は市長ですけども、議員は、天下り、また金額の問題等、正々堂々と言われて、どちらかという議会を引っ張った。私はそれはすばらしかったと思いますよ。すばらしかったというのは、引っ張っていくということについてですよ。葛城市の中でも、39市町村のうち、1つだけ否決やと、それでもやるんやというふうなことをおっしゃった。その魅力というのは、葛城市民、持っておられるかもわからない。葛城市1つでもやっていくんや、頑張っていくんやということをアピールされたわけですね。それに対する魅力を持つてはる市民というのはたくさんおられると思いますよ。

その中で、私が申し上げたいのは、まず1番目に聞きたいのは、これから継続審議にも応じないよ、考え直さないよ。立場は変わってもこの議場の中ですよ。考え直さないよと言ったものが考え直された。それは、今聞いていると、市長になったから連合長と話ができて副連合長とも話ができて県庁とも話ができた。だから、市長になったからこうなんやということですけども、ここで1点お聞きしておきたい。もし議員のままやったら、あなた自身、反対なのかお聞きしておきたいと思います。

石井議長 市長。

山下市長 今、ご質問いただきましたけれども、今は議員の立場でないので、判断のしようがないですね。どういう話になっていたのか、その時点ではわかりませんので。ただ、私が先ほどから説明をしておりますように、私が懸念をしておった、反対をした理由がそれにより払拭をされた。だから、それを反対をされた議員さんなりにご理解を求め、また全員に理解を求める形で議案を提出させていただいているということだけでございます。

石井議長 藤井本君。

藤井本議員 議員のときと今は立場が変わられて、ちょっと私の言ったお答えはいただけなかったわけですが、市長という立場になられて、この問題を早く解決しなければならないということで奔走されているということについては、それは聞いています。しかし、これも私は10月の選挙の1つの材料になったと思うんですよ。当時の選挙に戻ると、山下市長はそのとき、選挙の中ではおっしゃってないけども、市民は奈良県でどこもが賛成していてもやってくれる人やねんというイメージを植えつけられた。今出されているのは、前吉川市長が出されていたものと全く同じものを出されているわけですね。私が言いたいのは、ちょっと言葉がきつかったら怒らんといてくださいね。よく新聞とかに、何か変わるときに一転したと。一転がバッテンになってほしくない。バッテンやと言われる可能性もありますよ、この流れから言うていくとね。

あともう一つは、こういう大事な問題、これは市民も注目しているし、だれが注目しているかと言ったら、奈良県、我々でも、話があっちこっちになって、私は物を書いてないから申しわけないけども、奈良県の議会議員さんらとの会合に行ったらどう言われていたか。葛城市だけ連合を脱退したらええやん。済いませんと言うて謝ってきました。だから、山下市長が今市長会等に行かれたら、非常にしんどい目されているやろう、これはわかります。それやったら、反対された方のことを言うんじゃないけども、反対された方も賛成された方も普通の議案で出してきていただいて、なぜこの追加議案でこういう形で、考える余地というのが、きょうから言うと、委員会に付託されるでしょうけども、3日か4日しかないんでしょう、これだけの大事な問題を。県に及ぶ問題をね。県が注目してますって、葛城市どうするんやろうと。なぜこの3日か4日で出されるのか。お願いできますか。

石井議長 市長。

山下市長 これは、余計なことは余り言わないようにいたしますけれども、なぜ追加議案で出したのかということは、全くこれは物理的な問題で、27日に議会運営委員会を開催していただきまして、本議会にかけさせていただく議案をこのようにさせていただくということを審議をいただきました。その後、28日の日に私の手元に広域連合長の方からの文書をいただきましたので、その時点では議会運営委員会に間に合いませんでしたので、このような追加議案となりました。

以上でございます。

石井議長 藤井本君。

藤井本議員 それが、私が頭悪いかわからないから、また言ってもらったらええけども、さっきま

での市長の話は、市長になられて、奈良の市長なり大和郡山の市長なり河合の町長さんと会うて、懸念が払拭されたから私の頭が変わったと、このようにおっしゃったわけですね。だから、私は払拭されたんやったら普通の議案で当初から出してきたらいいと。今の話で聞くと、ちょっと変わってんねんね。その通知を28日にもらったから議運には間に合わなかったんと。私、間違ってますか。そのようにさっきおっしゃられなかったですか。市長になって奈良の市長さんと会うて、そこで私の頭は払拭してんということでしょう。

石井議長 市長。

山下市長 濟いませぬ。補足をさせていただくような機会をいただきました。申しわけございません。

それまでに、奈良の市長なり、ほかの副連合長、また福祉部長なりにお会いさせていただいて、こちらの懸念を伝えたと。向こうからもいろんな話があった。その時点で、向こうがまだ、山下市長、言うてること違うでとかという話やったんですけれども、最終的に、じゃ、このお話は、私が理解できなければ12月議会に出さないつもりであるということまで決めておったわけなんですけれども、向こうから11月28日までは正式なお話がなかったの。で、この文書をいただき、ここまで理解をし、私の思っていた懸念材料を払拭するようなものを出していただいたんだということで、また向こうにご連絡をさせていただき、お話をさせていただき、それであるならばわかりましたということでございます。時系列で言うと、そういうところでございます。

石井議長 藤井本君。

藤井本議員 市長がおっしゃっていることはわかりました。そやけども、やっぱりこういう場ですから、連合長から通知をもらったからそれに合わないというんじゃなくて、言うんだったら、市長、努力してんから、この時点で私はこう思うたと言わないと、副連合長からの通知が来たからこうだと言われたら、これから何でも来たらそうなるのかというふうにもつながるから、市長が自分で動いて感じたものがあったんやったら相談されるなり、やっぱりそういった形で、日程的なことを言うと連合長から28日に来たというのは、余り写りはよくないと思いますよ。せっかく動かれてんねんからね。それはそれでいいです。

その次にお聞きしておきたい。

話が前後しますけども、市長は、6月議会でこれが否決になったときに、ある新聞社はこのように載せましたよね。葛城市議会はもうちょっと柔軟な対応が必要ではないかというのをある新聞社が載せました。私は残していると思うんですけどね。その後、山下市長は、7月だったと思います、ちょうど花火ぐらいのときに、その正当性ということを新聞広告に、先ほども朝岡議員からあったけども、間違っていない、葛城市は頑張ってるねんと言わんばかりの、天下りを阻止すんねん、葛城市からそれを発信すんねんというのを上げられましたよね。これは、市民は感動受けてはると思います。ほんで、市長が今自分で感じたものをおっしゃっているわけですね。それに対する説明責任というのはどうお考えになっているのか。

石井議長 市長。

山下市長 いろいろとこのようにしていった方が市民の理解が得やすいというご示唆をいただいているというふうに理解をし、また、この議案に対して、なぜ再上程をし、審議をしてもらうの

かということも含めて、市民の皆さんに理解できてもらえる方法を私なりに考えて、またお伝えをさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

石井議長 委員会に付託しますので、またその機会に。

ほかに質疑ございませんか。

13番、西川君。

西川議員 山下市長、一言、二言、三言になるかもわからへんけどね。まずこれ、6月に否決した、そのときの議長は私でございまして、今、るる話を聞いていますと、市長になったからいろんな方に会えて、それで自分の考え方そのものを変えたんや、払拭できたんやと。9月議会もありました。ただ、そのときに議員として努力すれば、今おっしゃったようなことは既に市長になる前に払拭できる問題です。僕は、一貫して天下りではないと、こういうことやと。僕みたいなもんでもわかるんや。それを、9名の方が新聞折り込みで、それは山下現市長が率先してやったんかどうか知りませんよ。ただ、市民の方それぞれは、あの天下りになるということで、それを判断基準にして選挙に臨んだというところはありますよ。それを、多くの市民にあれだけのことをやったことを、今間違いでしたと。大きな影響を及ぼしたやつを、今間違いやと、そうではなかったんやと。その責任そのものをどう考えておられるのかということ。僕は惑わしたと思ってますよ。

ただ、そのときにもう一つ言われた。あのとき、9名の方の名前が載ってましたね。その方に、今これを追加議案で上げてくる、その説明をして理解を求められたから、これ追加議案で上げてきてんねんと。どんな説明をされたんかね。

それで、市長そのものが、1人が、私が理解したから上げんねん、そんなもんじゃないと思いますよ。市長がその当時、議員のときにあれだけやられたやつを、今みんなと仲よういかなあかんし、聞いてみたら、私の理解を得るような返事をもろたから、これ次上げまんねんと、これはちょっとおかしいし、どういうふうな経緯で、どういうふうなときに、4名の方なり連合長から副連合長それぞれに、いつどんな形で会って、どんな話をきちっとされたか、その説明がきちっとなされてないですよ。ただ、あの中には天下りのことなんかは一切触れられてませんよ、奈良の連合長からのことは。

そのこのところ、まず市民に対して、あれだけ議員時代にやった。9名の方それぞれが連名でやられたわけですよ。それに対する当時の山下議員、今は市長やさかい言えんと言うんか知らんけれども、それが1つの選挙をにらんだ行動やったんか。本当のところ、僕ははっきりと山下市長はわかってて、今わかったんではないと思うてますよ。市長、いろいろ勉強されんねんから。本当にそういうことなのかということと、今、そういうチラシを出したときの責任というのをきちっと、やっぱり今おっしゃっているように、それは理解不足や、間違ってたと言うんなら、はっきりと今、その場で言いなさいよ。

それと、マニュアルがどうのこうので答えがどうのこうの、当時の市民生活部長、持ってたんちゃいますか、そのやつ。答え方。そうでっしゃろ。それ、返事してください。それを当時の市長にきちっとそういうマニュアルがあるというのを説明したのがいつか。それも答えなさい。

そやから、今、3つ。まず、チラシを出したときの議員のときの責任。それと、いつどういふうにして理解を求めたんか。求めたから上げてきてんねんと言うんだったら、どない求めたんか。それと、副市長になられた当時のマニュアルを持ってたんを吉川市長に、いつそんなことを伝えたんか。6月の議会のときなんかは、僕は聞いてないと聞いてまっせ。それで、ああいうふうなことが本来、そういうふうに答えよということか知らんけれども、今度連合議会は2月ですよ。連合議会できちっと決まりもしてないやつを何でそういうふうなことになったのか、これはよう理解できへんから、副市長も答弁ください。

石井議長 市長。

山下市長 議会の当時のお話をさせていただいておりますけれども、残念なことには、議員当時、そのことについて、議長ときちっとお話をする機会を設けられなかったこともあるのかなというふうに思います。議長からのそういうお話をいただいたこともありませんでしたし、私からもそんなお話もしなかった。それは、相互理解が不足していたんだなというふうにも思いますけれども、そのようなことの理解を深める場所がご提案していただけなかったというのは残念だなというふうには思っておりますけれども。

6月議会のときに出した文書につきましては、それは自分の信念に基づきまして、それぞれの仲間の議員の皆さんと一緒に下さしていただいた文書でございますので、それが間違いであったのかどうなんだということでございますけれども、その時点で私の理解の範囲で間違っていたというふうに言わしていただきたいと思っております。

先ほどからご説明さしていただきますように、私が疑問に思っておったものが、いつどのような形でということでございますけれども、この問題というのは、別に私が市長会で孤立をするのが嫌やからとか、そんな問題ではございません。ただ、この後期高齢者の医療広域連合会そのものの存続については私は賛成しておるものでございますから。ただ、いろんな懸念を従前、市長になる前からいろいろとそういうお話もありまして、市長就任をしてすぐにご相談を副連合長の河合町長に、それが10月31日、就任をしたその日に行っております。週が明けまして、11月4日に奈良市長に会いに行き、また、11月5日に県庁に参りまして、そのときに福祉部長とお話をさせていただきました。

以上でございます。

石井議長 副市長。

杉岡副市長 質問いただいております、いわゆるQ&A、マニュアルの件でございます。

この部分につきましては、6月議会の委員会を開催する直前であったと思っております。担当の課長からもらいまして、その部分を私なりに解釈させていただきまして委員会に臨まさせていただいたわけでございます。

その委員会の審議の中で、白石議員からの質問であったと思っております。まさにそこに書いておりましたような、先ほど市長が申されましたような形での、今度選任されます副連合長につきましては副市長並みの給与というふうなご質問をいただいたわけでございますが、私の答弁といたしましては、今現在、それぞれの市町村が県の方に派遣をさせていただきます職員給与に当たりましては、それぞれその給与体系に従った給与で採用されております。

したがって、その当時でございます、県の方の課長補佐級の給与で2名派遣されておる。しかしながら、今度来られる方につきましては、部・次長級のクラスの方がお越しいただいておるといことで、補佐級と部長級の差額をもって負担がふえるだろうといことで答弁した記憶がございます。しかしながら、市長の答弁におきましては、連合議会の議員でございますし、市長の答弁につきましては、私の知る限り、そういうことはないというふうなことも答弁されておったという記憶をしております。

それと、この件に関しましての疑義は最近まで払拭することができませんでしたし、その件につきましては、議長もその当時、何でああいう答弁の仕方かといことでご指摘いただきましたときに、実はこういう形で県の方からマニュアルが参っております。しかし、私につきましては、なかなかこの分につきましては理解がしかねますので、先ほど申しましたような答弁をさせていただきましたというふうに答えさせていただいたというふうに記憶しております。

以上でございます。

石井議長 西川君。

西川議員 市長、1つ答弁抜けてまっせ。このことについて、反対された方に説明をしたから上げてきた、これから説明されるのか、市長がいろいろ聞かれたわけでしょう。その納得したことを、その反対された方に説明して納得してもらたから上げてきたということなんですか。これから説明しようということなんですか。僕のとらえ方は、説明したから何としても上げてきたんやと、こういうふうに先ほどのあれはとらえたんですけどね。そこの部分は答えてないですね。

それと、議員時代にそういうふうなことをした、それが今、間違うてたというわけでしょう、結局は。そのことについて、その当時やったことについて、今市長は責任を感じてるか感じてないのかということを知っているんですよ。それをちょっと答えてください。

石井議長 市長。

山下市長 当時反対をされた議員さんには、それも先ほど全協を開いていただきまして、全議員さんにご説明をさせていただく機会を設けていただきましたので、そちらで説明をさせていただきました。

責任をどう感じるのかということですが、私も小なりといえども政治家でございます。時々によって自分が思うこと、信念を持ってやっていくということにつきましては、それが正しいと思い、行動しておるわけでございますから、そのことについて市民の理解をいただきたいといことでございますので、それについては、私は現在、間違ったという判断をしているわけではございませんので、これをきちっとご説明を市民の皆さんにさせていただき、それをもってご理解をいただきたいと。議会の皆さんもそうですし、住民の皆さんにもそのようなスタンスで臨ましていただきたいというふうに思っております。

石井議長 西川君。

西川議員 もう3回目なんでね。その当時、ある議員さんに、これは附帯決議をつけてでも通したらどうですかということを僕は提案しました。それが今、朝岡議員や藤井本議員が言われたよ

うに、全部そういうふうな継続にしたらどうやとか、そういうふうなことがあっても全部通してこんかったということがあるわけです。そういうふうなことが、今市長になられて、いろいろな方に会われて、6月から9月があつて、今12月ですから、その間、長い時間がある中で、あれだけ信念を持ってやられたわけでしょう。それが今、ぽんと12月で、市長になったからといって上げてこられる、その政治姿勢に僕は疑念を抱いているということです。そうやから、これからやっぱり反省すべきところは反省していただいて、きっちりと信念を通すなら通すでやられたらいいんですけども、ちょっとの間でいろいろ聞いたから、あんだだけ長い間反対や、反対や、選挙期間中も言うてきた、そういうふうなことをぽっと変えてくるというその政治姿勢に私は疑念を抱いているということです。

石井議長 市長。

山下市長 まず、誤解だけ解いていただきたいと思うんですけども、選挙期間中はそのことには触れておりませんので、それは申しわけないけど取り消していただきたいと。

それと、長いこと反対してきたから、ちょっとの期間でそういうふうになるんか、それは時間は関係ないというふうに思うんですけどもね。ただ、そこの期間の中でお互いに理解する機会がなかったと。オポチュニティーですね、機会がなかったということで、市長に就任してからその機会を得られた。そこでお話をさせていただくことができた。それで、私の懸念であったり、向こうがこっちに求めるものであったりということが氷解をしたということでございますから、その部分については時間ではなくて、やはりそこでの理解する機会が持てたということだと思います。

それと、附帯決議云々のことにつきましては、私は当時、議長から一度もそういうご提案をいただいたこともございませんし、そのことについてはわかりかねるところでございますけれども、そのようなお答えでございます。

石井議長 お昼もかなり時間が過ぎておりますので、この辺で休憩をとと思いますが、もう1議案だけ採決をしていただきたいと思ひます。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

川西君。

川西議員 今の件について、再度同じような形になりますけれども、質問させていただきます。

私は、新しい市長が誕生して、これから葛城市もすばらしい、また革新ある市になれるということで期待をしておりました。その結果、今回のこの問題につきましては、市民の皆様へということで、大きな形で半年前にビラも出されて、この話をなさいました。そして、今回またこうして提案されるということになったことで考えますと、先ほど皆様方のいろんな形でお話を聞いておりましたが、全く反対のことを市長はなさっているということに対して、一言も間違いであったということをおっしゃっておらない。市民の皆様へしっかりとこれから説明もするというふうにおっしゃっておりますけれども、何か私、頭が非常に悪いんで、理解できてないんですけども、皆さんの言うてはることに對して、全て言いわけとしか私は聞こえませんでした。そういう点で、もう少し具体的に、間違っているんやったら間違っている、間違いないなら間違いないということをはっきりと表明をしていただきたい、この

ように思います。

石井議長 市長。

山下市長 ただいま、川西議員の方からご質問いただきましたけれども、物事にはいろんな見方、理解の仕方があるというふうに思いますけれども、ある方から見ればそれがいいわけであったり、ある方からそれを聞けばきちっとした説明であったり、とらえる方の存念、またいろんな見方で変わってくるんだらうというふうに思います。私は、言いわけをしているつもりは一切なくて、きちっと具体的に説明をしておるつもりでございます。私の懸念しておった、反対しておった材料が払拭をされた、そのことに尽きるわけでございます。

以上でございます。

石井議長 川西君。

川西議員 今、市長からそういう形の答弁をいただきました。やはり3万6,000人の市民の中の長として、これから先、しっかりと行政を担っていただかないといけない方なんで、本当に言葉というのは非常に重要なことでもあると思いますので、しっかりと市民の皆さんにも、私が認識不足であったんだということを説明をしてください。そして、このことに関してはやはり必要であったんだということを皆さんに理解していただくような説明の方法をお願いしたいと思っております。

以上で結構です。

石井議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第75号議案は民生水道常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

追加日程第3、第76号議案を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第76号 工事請負契約の変更契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成19年7月の議会臨時会におきまして契約議決をいただきました忍海小学校校舎改築・改造工事の請負契約につきまして、今まで施設整備を進めてまいりましたが、現場事情等によりまして外溝工事等の見直しが必要となり、その結果、変更前の契約金額6億6,278万1,000円を変更後の契約金額6億7,103万4,000円とし、工事請負契約の変更契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第76号議案は総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、16日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集お願いいたします。また、15日午前9時30分から総務文教常任委員会を、同じく15日午後1時30分から民生水道常任委員会をそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後0時46分